

申請書の概要

本年2月26日に、SECカーボン株式会社、東海カーボン株式会社及び日本カーボン株式会社(以下「申請者」という。(注1))から提出された中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1) 黒鉛電極の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は50パーセント超である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

中国産黒鉛電極の2022年10月1日から2023年9月30日までの間における、中国から本邦への輸出価格と正常価格(注2)をもとに、不当廉売差額率(注3)を算出したところ37.70%となった。

(注2) 関税定率法第8条第1項

(注3) 不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- (1) 中国産黒鉛電極の輸入量は、2018年1月から2023年9月までの間に、11,400トンから13,000トンに増加し、国内需要量に占める市場占拠率も上昇した。一方、本邦産黒鉛電極の国内販売量は減少した。

また、中国産黒鉛電極の国内販売価格は、2019年以降一貫して申請者産品の国内販売価格を著しく下回っており、その結果、本邦産黒鉛電極の国内販売価格は低下し、原材料価格の上昇を販売価格に転嫁することができなかった。

これらのことから、本邦の産業は、営業利益が減少するなど、実質的な損害が生じた。

- (2) 実質的な損害が現に生じているとまでは認められない場合においても、中国国内における黒鉛電極の需要は減少傾向にあるが、生産能力は増加傾向にあり、黒鉛電極の需要の増加が確実な状況である本邦への中国産黒鉛電極の輸入量は増加する可能性が高く、また、中国産黒鉛電極の国内販売価格は下落傾向が続いており、今後も引き下げが続けば、本邦産黒鉛電極も価格の引き下げを余儀なくされることが想定され、保護的措置がとられない限り、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

3. 以上のことから、中国産黒鉛電極に対して不当廉売関税の課税を求める。